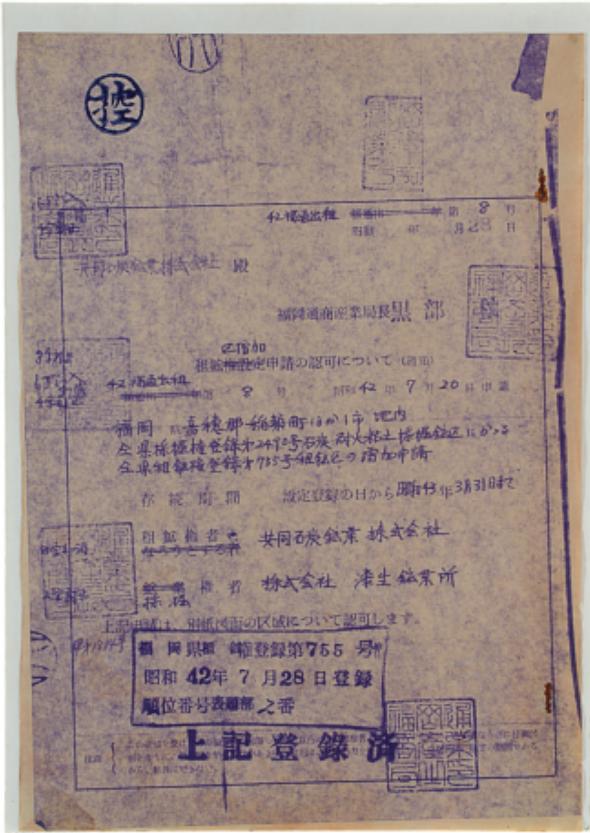




鉱区番号	福岡県租鉱权登録第 755号
増区事由	租次755号租鉱区の増加申請 福岡県採掘权登録第2490号 石炭、耐火粘土採掘 鉱区に加え全県租鉱权登録第755号租鉱区 増加
鉱区所在地	福岡県嘉穂郡稻篠町助1市地内
鉱区面積	5499.4 現有 3,120.9
出願年月日	昭和42年 7月 20日
登録年月日	昭和42年 7月 28日
鉱業権者	福岡県北九州市若松区本町7丁目9番地号 租鉱権者 共同石炭鉱業株式会社
住所・氏名	代表者 入交 太兵衛





登記第755号
昭和五〇年四月二日
地圖類
福岡県嘉穂郡大字下山田
植林業
福岡県農業試験場

租地区域
地主平分一
原區
福岡縣嘉穂郡大字下山田
福岡縣嘉穂郡大字平
面積五百石宅
現住
福岡縣嘉穂郡大字平
福岡縣嘉穂郡大字平
面積五百石九アール
面積参千石八アール
石炭
耐火粘土

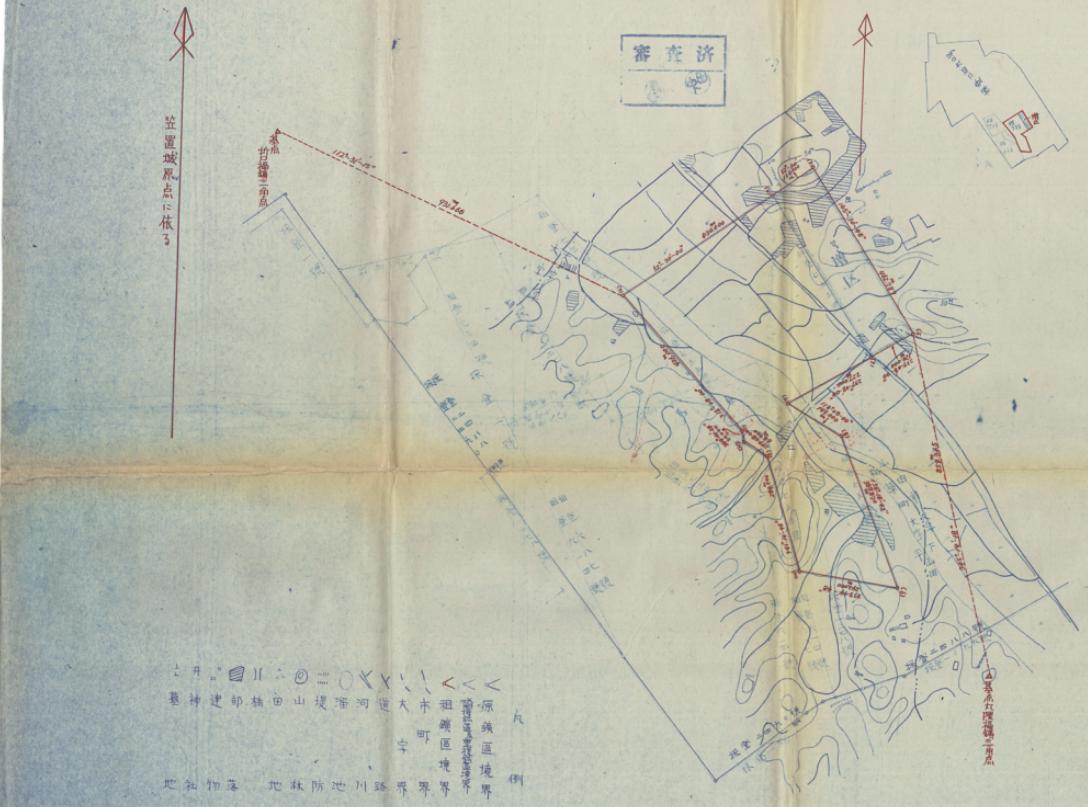
福岡県嘉穂郡大字平
市長 桑原平

右代理 人交 太兵衛

福岡縣嘉穂郡大字平
市長 桑原平

面積参千石九アール
石炭
耐火粘土

関係明示圖 境界三万分之一



昭和二年月日

福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三六ノ一

(稲築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話(稲築四三〇番)
大限一一番

福岡県租鉱权登録第七五五号

租鉱权増加設定 設備設計書
租鉱区の増加申請書

昭和 2 年 7 月 20 日 申 請

日吉炭灰 杉谷二尺丸（硫石）

福岡県板倉郡豊前町 755 号

租 算 区 の 増 加 申 請 書

被相手者 株式会社住友鉱業所

被相手者 共同石炭販賣株式会社



租地区の増加申請書

福岡道南産業局長

黒部 田 駿

昭和 2 年 7 月 20 日

北九州市若松区本町 1 丁目 9 番 10 号

地主権者 共同石炭販賣株式会社

代表取締役 人 安 太兵衛

福岡県福岡郡福岡町大字才田 226番地

代理人 吉 川 俊

福岡県福岡郡福岡町大字生田 55番地

地主権者 株式会社生田販賣所

代表取締役 大 西 重吉郎

下記の租地権について、租地区の増加の認可を受けたいので、
区域図をまじびに状況図およびその説明書、理由書、および契約書
を添えて申願します。

記

1 租地区の概要をしようとする採択権

(1) 保有権の登録番号

福岡県民権登録第 2670 号

(2) 敦区の所在地

福岡県嘉穂郡昭和町、山田市

(3) 租地区の面積

36836 アール



上組賦区および租賦区の増設をしようとする区域

- (1)組賦区の登録番号
福岡県班賦相地登録簿 755号
(2)租賦区の所在地
福岡県嘉麻郡板崎町、山田市
(3)租賦区の面積
5571アール
(4)増加しようとする土地の区域の所花地
福岡県嘉麻郡板崎町、山田市
(5)増加しようとする土地の区域の面積
549アール
(6)増加した後にかかる租賦区および申請区域の所在地
福岡県嘉麻郡板崎町、山田市
(7)合計面積
5120アール
(8)賦税を専徴したときは、その賦率
石炭所のうち本所中の幅員五尺弱、下二尺幅、土間八尺
強、面積八尺弱並びにこれに附隨する附火船士
(9)合計面積
昭和4年3月3日まで
(10)租 賦 料
租賦料は 57.5 円す
(11)租賦料の支払の時期
租賦料の支払は 3 回払とし、第1回は昭和 4 年 7 月末日
第2回全額 8 月末 第3回全額 9 月末とす
(12)租賦料の支払の方法
租賦料は 3 回の分割払とし、前ノ經は / 9.5 万円、第2回
/ 9.5 万円、第3回 / 9.5 万円を支払うものとす

承 承 説 明 書

北九州市若松区本町 1 丁目 9 番 10 号

租 賦 权 者 舟岡石炭販賣株式会社

代 営 取 締 役 人 又 太 兵 郎

福岡県嘉麻郡板崎町大字才田 226 番地

代 営 人 宮 川 茂 順



土地の状態

増加申請区域の走査は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されている。

この間に介在する炭鉱層は瓦斯炭田の直方層群である。

上部より竹谷層群、本層群、大鏡層群の三段層群が賦谷して
いる。

2 地圖の状態

(1)位 置

新規は増加区域外にあり、当社所有区域（福岡登記 1,278
号）の北部に竹谷層群、南部に本層群、東区外に大鏡層群
の各層群がある。

(2)走 行

走行線は新潟北西から北京に（新潟 844 E）向つて走
つてている。

(3)報 告

北京の当申請区域に向つて約 2.0 度傾斜している。
從つて申請区域には企図層群が延びてゐる。

(4) 原石

福岡五尺層	山丈	3.055m	脚丈	0.655m
下二尺層	*	1.351m	*	0.681m
土間八尺層	*	1.954m	*	1.750m
面草八尺層	*	1.918m	*	1.060m

(5) その他

当申請区域に上記岩層が試存することは、現在の当社日吉炭灰坑における採掘状態および左の同一生産坑の採掘状態より推定し、明らかである。

採掘炭量および貯蔵炭量

岩層名	回 数	北 量	西 量	南 量	東 量	合 計	貯 量	合 計		
福岡五尺層	16	1,373	10,600	53,600	73,600	30	22,00	40	2,000	
下二尺層	0.651	*	10,90	30,600	53,600	53,600	30	17,600	40	7,000
土間八尺層	1.750	*	3,200	30,600	53,600	53,600	30	45,000	72	32,800
面草八尺層	1.060	*	1,696	10,600	53,600	53,600	30	27,800	72	19,700
計							373,400		47,900	

註： 試層傾斜より度として採掘系数1.0642を採用計算す

原試品位は約±0.0±tとし、精炭品位は保証カロリー個石粉±4.00±tとし、端石塊±0.0±tである。

採掘方法その他のについては別紙設備設計書を参照のこと。

1 線行の実績

当申請区域の線行坑口は当坑の杉谷二尺坑にして、該坑は昭和30年1月開坑し、当初は山田川新層南部に残有する杉谷層（上二尺層、下二尺層）有縞を走として線行したが該区域の主要部分の採削に伴い、山田川新層南部区域の土間八尺層（麻石）の肉夾を突破し、土間八尺層底部へ完全移行し、当坑の主力坑口として現在におよんでいる。最近の出炭実績は下記の通り

37年	38年	39年	40年	41年
42,769t	49,682t	46,973t	65,927t	74,748t

6子形される底谷の範囲および取扱

(1) 土地の被るるによるもの

原試炭層は麻石であるので、その採掘は後後に試存している麻石をその試存区域のみの部分採掘（ボケット採掘又はドリルと呼定）するので、底谷の被害範囲は測らないと判断される。

評議は別紙技術資料参考

(2) 水または雨水の浸漬によるもの

別紙技術資料参考

(3) 火炎または乾さいのたい板によるもの

別紙技術資料参考

(4) 脱水によるもの

なし

(5) その他の原因によるもの

なし

上記等となる事項

別紙技術資料参考に記述している。



道由書

北九州市若松区本町 / 丁目 7 番 / 0 号
収容者 共同石炭販賣株式会社
代表取締役 入安 太兵衛

福岡県嘉島郡桜島町大字才田 226 番地
代理人 萩川 浩明

本租住区の増加区域は、株式会社生糸販賣所所有の福岡糸浜
南豊前落 4470 号区域の南端中央部に位し、申請人が現在既
定し、申請中の福岡糸浜豊前落 755 号より東部へ増加す
るものにして、その既定区域は本申請中の施設五尺層、下二尺
層、土間八尺層、海軍八尺層の四段層であります。

当増加区域の既定区域の面積に當つては、増加区域の面積にあ
る申請人の経営する日吉炭灰の形容二尺八寸より採用を実施しま
す。その方法は現有の本店および新店舗をそのまま拡長し、本
面より片幅を既定することにより、容易に実現し得ます。

かように技術的、経済的見地より適切であると思考されます。
又之に対応する外壁装飾も充當していきますので内外の諸般に
亘りて至便であります。

故に現状の面積を算定させ、弊社の労使の筋のみならず施設社
会と一緒にとて、企画存続の意図と価値を見出し、安定的な
施設体園運営の為今後区域の増加を申請する次第であります。
請可後は申請人の区域と共に、合併施設を実現しますので、合
理的に、且經濟的に開拓し、販利の有效利用を圖り得ることと
なります。



委任状

福岡県嘉麻郡相模原町大字才田 226番地

吉川茂明

上記の者を私の代理人と定め下記の権限の行為を委任します。

抵觸法第75条および河川規則第24条に依る、株式会社櫻生軒
所有の福岡県相模原町226号才田区内に、当社所有の
福岡県相模原町755号才田区内より下記の通り租賃区の増加
申請を為し、湖河源知事に提出する際並に窓口通知書受領後は
登録税を前付し、登録許可を受領に至る迄の一連の行為

記

増加所在地 福岡県嘉麻郡相模原町、山田市

増加面積 5キリアル

等定した軒床
石垣層のうち、本層群中の輪層五尺層、下二
尺層、土削八尺層、海軍八尺層並びにこれに
隣接する雨戸粘土

上記の通り代理委任の意思を表示します。

昭和2年7月 日

北九州市若松区本町1丁目9番10号
相模原君 共同石炭製油株式会社
代表取締役 入交太兵衛



印鑑証明申請書

印鑑



北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭販賣株式会社

代表取締役 入交太兵衛

明治34年 8月 15日

手数料金 50 円

上記印鑑の證明を申請する

昭和42年 8月 20日

昭和 年 月 日

北九州市若松区本町1丁目9番10号

上記 共同石炭販賣株式会社

代表取締役 入交太兵衛



代理人

福岡法務局 若松出張所

御中

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

上記のとおり証明する

昭和一年月日

昭和42年6月26日

福岡法務局 若松出張所

登記官 工藤 重隆



登記簿抄本

1. 商号 共同石炭金庫株式会社
2. 本店 北九州市若松区本町1丁目9番10号
3. 代表取締役の氏名住所
高知県小津町139番地
入江太兵衛

以下余白

上記は登記簿の抄本である。

昭和42年6月27日
福岡法務局若松出張所

登記官 工藤 重隆

登記簿抄本



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13

関係用示圖 一五萬分之一

原區 播磨縣祖鋪枚登錄第十五號

福岡縣若松區本町大日九番拾号

福岡縣若松郡稻葉村下平

公縣山田市大字下山田

面積 武千五百七拾七丁一

增加 福岡縣嘉穂郡稻葉町

大字平 民地 林原野 田畠宅地

面積 五百四拾九丁一

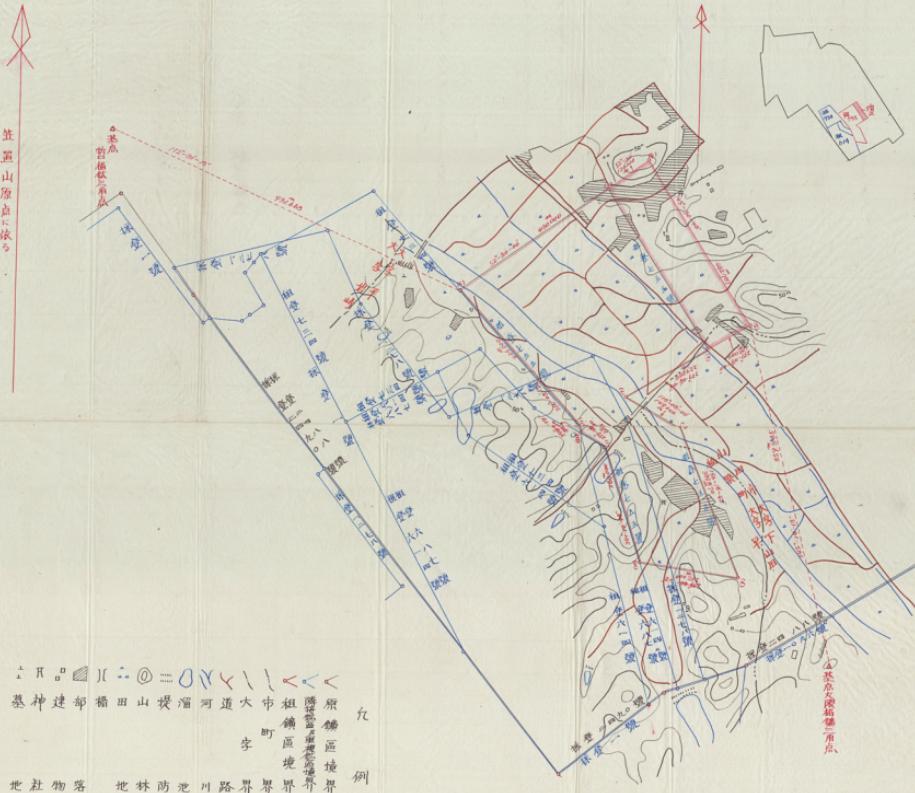
現有 福岡縣山田市

大字下山田 民地 林原野 田畠宅地

面積參千百武拾丁一

石炭 耐火粘土

福岡県若松郡稻葉町大日九番拾号
共同石炭製業株式會社
右代理人 吉川茂
福岡県嘉穂郡稻葉町大日九番拾号
株式會社漆生鐵業所
左代理人 太兵衛
東西 重吉郎



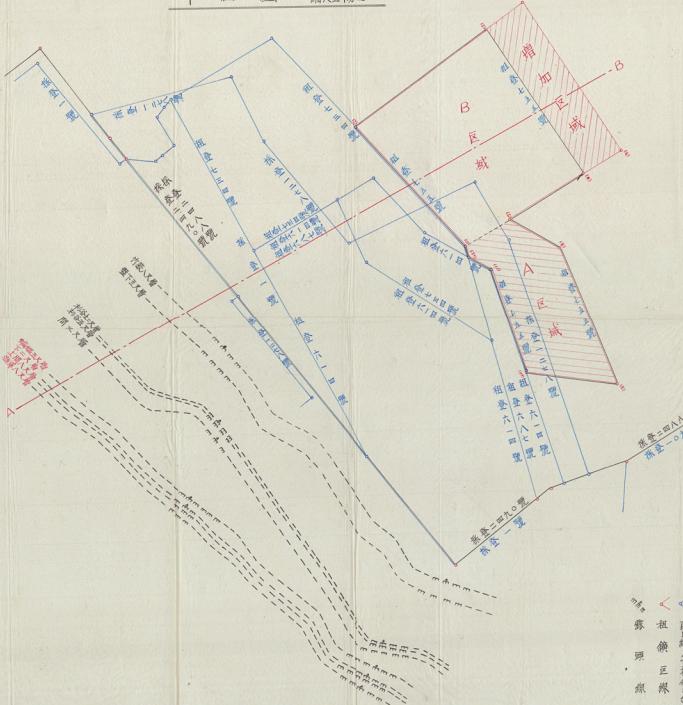
柱狀圖

層序名	岩層厚	柱狀	炭層厚	炭層名
上部	0.000	...	0.000	...
中部	0.000	...	0.000	...
下部	0.000	...	0.000	...
合計	0.000	...	0.000	...

鑽床圖

平面圖

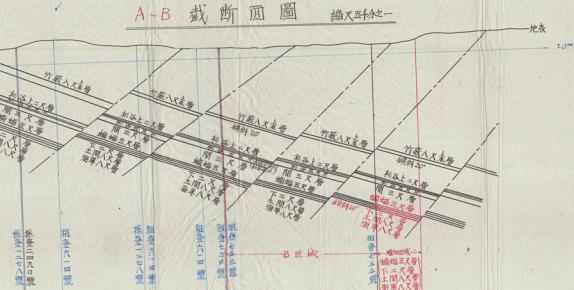
編入五十次



組織區域内取扱		
総面積	107.500	面積
A	107.500	地盤表面石
7-8	118.00-00	新島一丁目
8-9	125.00-00	新島二丁目
9-10	132.00-00	新島三丁目
10-11	344.00-00	新島四丁目
11-12	279.00-00	新島五丁目
12-13	130.00-00	新島六丁目
面積	549.7-A	
A	84.60-00	総面積
B	2-3	地盤表面石
2-3	82.00-00	新島一丁目
3-4	82.00-00	新島二丁目
4-5	237.00-00	新島三丁目
5-6	172.5-7.4	新島四丁目
C	2-3	地盤表面石
2-3	145.00-00	新島一丁目
3-4	237.00-00	新島二丁目
4-5	237.00-00	新島三丁目
5-6	237.00-00	新島四丁目
面積	549.7-A	
合計 面積	812.07-4	

A-B 截面圖

編入五十次



例

- 澄青炭
- 石灰岩
- 岩質頁岩
- 火成岩
- 砂岩
- 黏土岩

福岡県北九州市若松区本町鹿島自光多益
共同石炭鉱業株式会社
右代理人 吉川 浩
株式会社 津田倉社 漆原義重
在支拂役 入文 太兵衛
福岡県嘉穂郡後栗町多々田村大字
右代理人 吉川 浩
株式会社 津田倉社 漆原義重
在支拂役 入文 太兵衛

昭和年月日

福岡県嘉穂郡稻築町大字才田本谷二三六ノ一

〔稻築局区内〕

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番

租地區增加設定

租地區成果表及面積計算表

共同石炭鑄
業株式会社 日吉鑄業所

租地區增加設定關係圖

租地號 614 号
687

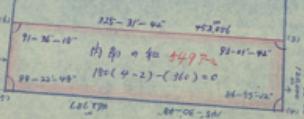
租地號 734 号

基點四號標記三面尺

租地號 755 号

內面地

$$180(10-2) - (180\alpha) = 0$$



基點四號標記三面尺

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

粗 鎮 区 成 果 表 (粗鎮区增加)

昭和 年 月 日計算

編 號 點	方位角(南北) (東 西 南)	方 位 角 (東 西 南)	距 離 (m)	裏 數		北 距(X)		經 距(Y)		總 面 積	面 積		生 面 積		第 二 法 面 積		
				Cos	Sin	N(+) S(-)	S(+) N(-)	E(+) W(-)	W(+) E(-)		合 計 距	隔 離 合 計	地 面 積 +	地 面 積 -	面 積 +	面 積 -	
1											7.1251994	2.9423999					
1. 2	31°5'-08"-00	NE 52-30'-00	426.000	0.7202594	0.6924982	207.127		295.211	2	10.6944867	8.648.788						
2. 3	52-30'-00	NE 52-30'-00	430.000	0.6087614	0.7933533	261.767		391.192	3	10.683.100	8.989.930						
3. 4	52-30'-00	NE 52-30'-00	120.000	0.6087614	0.7933533	72.657		95.202	4	10.610.049	9.085.192						
4. 5	52-30'-00	SE 34-29'-12'	462.987	0.8202588	0.5662494	331.926	261.837	5	10.691.505	9.342.169							
5. 6	23°-08"-00	SW 57-08'-00	720.000	0.5926859	0.8399357	65.122		100.772	6	11.056.627	9.246.877						
6. 7	23°-08"-00	SW 57-08'-00	220.000	0.5926859	0.8399357	120.190		190.665	7	11.179.817	9.085.712						
7. 8	11°-08"-00	SE 61-52'-00	107.000	0.47165250	0.8810527	70.237	102.376	8	11.250.074	9.182.108							
8. 9	156-18'-42	SE 23-41'-18	399.870	0.9187444	0.4017614	357.021	156.635	9	11.607.076	9.343.743							
9. 10	275-04'-48	SW 54-15'-12	242.000	0.1001302	0.9909743	244.32		264.787	10	11.582.863	9.104.959						
10. 11	391-14'-48	SW 18-45'-12	289.000	0.9469114	0.3210946	268.923		91.304	11	11.312.940	9.011.685						
11. 12	199-08'-00	SW 60-52'-00	68.000	0.4868436	0.8734091	32.105		59.297	12	11.280.835	8.912.458						
12. 1	304-01'-24	SW 15-38'-36'	30.000	0.9613738	0.2752459	28.861		28.57	1	11.251.994	8.944.001						
						997.046	997.046	306.612	306.612								
						0		0.002									
3										3	10.683.100	8.989.930					
3. 4	52-30'-00	NE 52-30'-00	120.000	0.6087614	0.7933533	72.657	95.202	4	10.610.049	9.085.192	73051	352237	22096.666	73251	95.202	6.954.641	
4. 5	145-30'-48	SW 34-29'-12'	462.987	0.8202588	0.5662494	331.926	261.837	5	10.691.505	9.342.169	308.405	161245	47228.764	381456	652.441	122586.314	
5. 6	23°-08"-00	SW 57-08'-00	720.000	0.5926859	0.8399357	65.122		100.772	6	11.056.627	9.246.877	357.527	357.239	172430.028	65.122	613.686	37.964.460
6. 3	315-31'-42	SW 34-18'-18	452.086	0.8164062	0.5859706	373.521		256.406	3	10.682.100	8.989.931	373.527	256.408	95.792.252			
						446.578	446.578	352.237	352.237								
						0		0.001									
										159.834.704	49.728.764						
										109.805.740	-149.902.920	2					
													549	7-1L			
													549	7-1L			



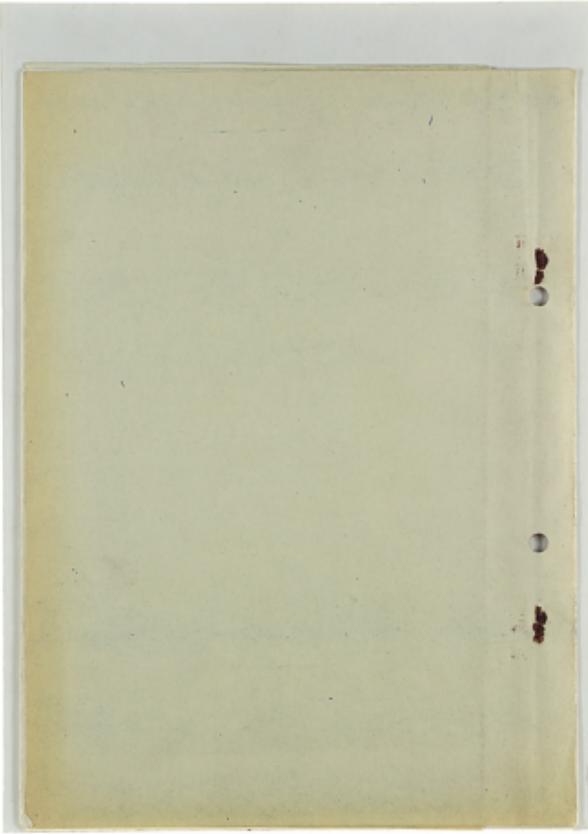
孔隙橋樑三角点～5 結測成果表

昭和 年 月 日 計算

標高点	方位角(南北)	方 位 位	距 離	真 数				緯 度(X)	經 度(Y)	坐 标	緯 度距	經 度距	合 计				緯 度距	經 度距	二 次 远			
				Cos	Sin	N(+)	S(-)						+ - + -	- + - +	+ - + -	- + - +			+ - + -	- + - +	+ - + -	- + - +
九里																						
九里 5	305°-14'-18"	"14'-45"-52"	257.368	0.7669940	0.2547788	83.400																
新田																						
新田 2	112-31-15	38° 67-28-45	931.668	0.3880184	0.9237403	356.007	360.619															
九里橋樑三角点～5 結測																						
九里 5	111.822.507 10.991.109	+2.566.194 2.802.169																				
新田 1	112-48-48"																					
新田 2	112-31-15	38° 67-28-45	931.668	0.3880184	0.9237403	356.007	360.619															
新田橋樑二等点～2 結測																						
新田 2	112-31-15	38° 67-28-45	931.668	0.3880184	0.9237403	356.007	360.619															
新田 3	112-31-15	38° 67-28-45	931.668	0.3880184	0.9237403	356.007	360.619															
新田 4	112-31-15	38° 67-28-45	931.668	0.3880184	0.9237403	356.007	360.619															



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

登録税納付書

昭和 42 年 7 月 26 日

福岡通商産業局長殿

住 所 北九州市若松区本町ノ7丁目9番10号

出願人(代表者) 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役

住 所 福岡県福岡市中央区大通2丁目226

出願人 吉川 亮明

代理人 吉川 亮明

登録料金 10,000円

支拂印

開票印

下記出願について、別紙のとおり許可の通知があり
ましたので、通知書ならびに図面を添えて登録税
金 600 円(収入印紙)を納付します。

出願人(代表者) 吉川 亮明

代理人 吉川 亮明

記

種類增加

福岡通商第 42 年第 8 号登録出願

福岡県福岡市中央区大通2丁目226

福岡県山田正義

出願人(代表者) 吉川 亮明

代理人 吉川 亮明

記

種類增加

①登録税金は、裏面のとおりです。

②登録税は必ず収入印紙を、裏面の貼付欄にはつて納付して下さい。

③収入印紙は、西暦ではありません。

④登録通知書を送付しますので、送信料として郵便切手50円を添えて

下さい。

出願人(代表者) 吉川 亮明

代理人 吉川 亮明

記



社 入 口 税 財 材 梱

書 付 領 額 登

東 京 市 商 業 協 会

登 錄 稅 額

1. 試用権の設定 每1件 金 6,000円

2. 試用権の変更

試区の増加又は減少 每1件 金 3,000円

試区の減少 每1件 金 600円

4. 採用権の設定 每1件 金12,000円

5. 採用権の変更

試区の増加又は減少 每1件 金 6,000円

試区の減少 每1件 金 1,200円

試区の合併 每1件 金 3,000円

試区の分割 分割後の試区 每1箇 金 3,000円

6. 相互権の設定 每1件 金 1,200円

7. 相互権の変更

相試区の増加又は減少 每1件 金 600円

相試区の減少 每1件 金 120円

8. 砂紙を目的とする販賣権の設定 每10万坪迄 金 900円

9. 砂紙を目的とする販賣権の変更

試区の増加 每10万坪迄 金 900円

試区の減少 每1件 金 60円

但し試区の増加と同時に為す試区の減少については、此の限りにあらず。

試区の合併 每1件 金 180円

試区の分割 分割後の試区 每1箇 金 180円



杉谷二尺块（礁石）

本層群上部灰層

福岡県相模原登録第755号
下二尺
縫幅五尺層
土間八尺層
雨草八尺層

相模原市相模原登録第755号

技術指書
株式会社
共同石炭販賣株式会社
技術指書
株式会社
共同石炭販賣株式会社



租地權增加設定設備設計書

一、申請人

北九州市若松区本町市丁目九番地番号

共同石炭販賣株式会社

右代委取締役

入交太兵衛

元吉炭販

福岡県嘉島郡新田大字福生五十五番地

採掘指名 株式会社

福生炭業所

右代委取締役

大西重吉郎

第一炭生炭販

福岡県筑紫郡新田二丁目〇号

福岡県基盤部新田町、山田市地内

現在面積 二三七一アール

増加面積 二四六アール

合計面積 二三〇アール

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

四日約とする鉱物の名称

石炭

耐火粘土

五、勢定した鉱床

石炭層のうち本層群中の縄幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層

並びにこれに隣接する耐火粘土

六、地質の状態

中部区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩の互層より構成されてゐる。この間に分在する鉄炭層は直方層群であり、上部より竹谷層群、本層群、大燒層群の三層群が試尋している。

竹谷層群は中部区域外にあり、当社所有鉱区（深堀鉱場）の北部に竹谷層群、南部に本層群、鉱区外に大燒層群の各層群がある。

北緯は概ね北西から東へ走り、北東の当中部区域にむかつて約二〇度傾斜している。從つて中部区域には金炭層群が堆積している。

主な新層は中部区域の南部から深堀鉱場に亘つて、深上り約五三米の山田川断層以上約一〇木の白金断層、深上り約一木の日吉断層、深上り約八木の海八立入断層、深上り約二木の右新二片断層がある。以上の断層は略南北に走る正断層であり、北側に延びるに従い有効は小さくなる傾向がある。

炭層群は竹谷層群、本層群、大燒層群間に約一五〇米である。本層群中の下部炭層である縄幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、

海軍八尺層の四層は火成岩の浸入を受け、無煙、燐石と炭質が変化し、炭層もガケット状を呈する地層が多い。

古主要な鉱床の位置、走向、傾斜および厚さ

當中部区域の探査目的の炭層は本層群中の下部炭層である。縄幅五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の四層をして、走向は概ね三一大度北東に向つて約二〇度傾斜す。

各炭層共全区域に亘つて賦存している。

炭層の厚さは凡そ左記の通り。

縄幅五尺層	山丈	武〇五八木	炭丈	〇八五八木
下二尺層	・	一三五一木	・	〇八一木
土間八尺層	・	一九五四木	・	一七五〇木
海軍八尺層	・	一九一八木	・	一〇八〇木

八、古洞の位置

増加中層区域内に於ける古洞は無いが、右部のみ原指者第一鹿島鉱業所採掘した海軍八尺層の古洞がある最も近距離で二木の開闢があり、該古洞には海水は湧水はなく、第一座坐放散で揚水してあるので水底は無い。

他の炭層（縄幅五尺層、下二尺層、土間八尺層）は周辺には古洞は無い。



六 標高及質量および可採質量

底面名	底 面 (m)	上 面 (m)	平均厚度 (m)	底 面 (m)	相 對 標 高 (m)	相 對 標 高 (m)	底 面 (m)	底 面 (m)	底 面 (m)	底 面 (m)	底 面 (m)	底 面 (m)	
標高五尺層	0.677	1.6	1.373	5.640	10	10	10.643	5.360	7.340	30	22.00	40	62.00
下二尺層	0.647	*	1.070	3.640	*	*	*	5.600	5.650	30	7.60	40	70.00
土面八尺層	1.710	*	2.670	3.040	*	*	*	3.640	4.620	30	6.10	7.7	32.60
南面八尺層	1.060	*	1.697	5.060	*	*	*	6.640	9.690	30	27.7	37.7	28.70
計													67.90

七一年間ににおける予定期出炭量

年産一ヘ(700)吨(月産平均一ヘ(700)吨)

右記出炭は日百戸販賣金値の出炭量である。

鉱脈区間の出炭量は

巷谷二尺坑 年産六ヘ(700)吨(月産六ヘ(700)吨)

十一深掘方 法

本斜井の下部炭層である標高五尺層、下二尺層、土面八尺層、南面八尺層の四

炭層は現在駆行中の巷谷二尺坑より採掘する。

該坑は昭和二十八年一月十三日開坑し、昭和四十年五月二十九日付四十種
選炭機附鉄船八号を以て高麗織の商司を受け、現在主として土面八尺層を採
掘炭業中の石炭坑である。本斜井口は、現在の坑口で鉱区標「深登第一ニヤヘサ以[下同じ]」より三九セ
ット二三分、標高六一九米(水平距離以下同じ)の位置である。

採炭口は現在の坑口で鉱区標第一ニヤヘサヨリニニベ直一三分、距離六〇〇米
の位置である。人道坑口は現在の坑口で鉱区標第一ニヤヘサヨリニニベ直一三分、距離六〇〇四米
の位置である。

イ 標高五尺層、下二尺層の採炭方法
標高五尺層は三井山野炭鉄に於ける試験結果、炭層中に火成岩が侵入して
いることが明らかであり、従つて炭層の厚さと品質の変化等が考慮され
る。
又下二尺層も同様であり、且薄層であるので後述する本斜井の各片斜坑道(土面八尺層)沿岸より隨時立入坑道を設け、掘炭を実施し採掘可否を調査し、經濟的可採区域を確認の上、該区域に対し前記片斜坑の番立表原より立
入坑道を設定して落炭の上、各沿岸坑道の片斜を設定してそれぞれ採掘を
実施するものとする。



四 土面八尺層、海軍八尺層の採炭方法

増加施設区域における土面八尺層及海軍八尺層の採炭方法は、現在の第一鉱舎（図示A点）よりその他の第一鉱方角（方位正北東〇〇分）平野側斜十二度の土面八尺沿層坑道（加背二三メートル×二一三メートル）を一五三米掘進し、

粗鉱区段（粗鉱炭質二三メートル）に通するので中止する。

第一排気部は現地点（右二十四片図示B点）よりその他の排の排気仰方向（方位三三度〇〇分）傾斜十二度の土面八尺沿層坑道（加背二三メートル×二一三メートル）を一六一米掘進し、右二十八片に通するので中止する。

以上の方法により鉱脈其道を完成せしめ、土面八尺層片岩を右側に右二十片より右二十八片底の四片岩を設定する。

片岩面層は原周として二〇一四〇米とする。片岩坑道（加背二二メートル×二二メートル）の長さは、最大四三〇米、最小二〇メートルである。

海軍八尺層の片岩は現在設定している片岩及び右記片岩より層部へ立入れ、水平坑道を掘るくし、海軍八尺層に着炭せしめ沿層坑道を設け採炭を実施する。

採炭方法は、設定中間炭層（炭層五尺層、下二尺層、土面八尺層、海軍八

尺層）は無理、無石に変化しているものと推定されるので、無石採掘に用

応した再開炭柱（通称オカット採掘）を実施する。切羽市は二一六メートルで

采炭の試存炭層を採掘し採掘する。

切羽の支柱は通常坑木の荷合替で行ない、採掘部には必要に応じ、空木樋、実木樋、又は便番充填を実施する。切羽穿孔はエナードリルを使用し、発破本部および掛見部共に木脚を用意する。

十三 地表物件（原稿）の有無

增加申請区域の地表には、山地帯、農村部落、山野炭鉱社宅及び農地その他公共的物件として、農道、町道路等があり、採掘の影響範囲内にはいる。

許諾は別表の如く地表物件一覽表の通りである。

しかしながら前述の如く無石採掘であるので、炭害は起らないものと想定して

十四 災害予防開保

人災害予防に関する採掘上の必要

地表は前述の通りであるが、採掘面層との差異は土面八尺炭層で、粗鉱区段

増加傾向で約二三メートル、無石で約一七メートルである。

中間炭層の採掘は屢々断続していいる。無石をその賦存区域のみの部分採掘（新二五ホト想定）を実施するので、炭害は骨幹であると想定している。

十五 災害予防開保

露頭の一部は坑内採掘跡に充填修理するが、他の油石は現在使用している。



百便施設を利用する。

その方法は坑外に番掛けられた延面を竹敷七五馬力便番場機で運ボケットに入れ、運ボケットより約三〇〇メートル離れた日百便施設までダンプカー（六屯積）により運搬する。

この便施設区域内および附近には民家および公共施設等の建物等はなく、用地は社有地で被害は起らぬが、若しその施設のある時は土留、石垣、橋等の防護施設を行なひ、地代り、崩落等の手賃工事を為す。
また内排水量および洗浄汚水放出品量並にこれ等についての飲食手賃設置
杉谷二尺坑の現在の坑内水は常時部分「三」へ立方米程度で、降雨期は毎分二
立方メートルの実情なる為、これに対応する排水設備をなし、坑外へ排水する。
杉谷二尺坑における運炭は現有の石炭専用運炭機（每時三〇屯）において、
石炭の手搬、あるいは分、番等を行ない燃費する。
但し水洗による運炭は行なわないので、洗炭汚水は全然ない。従つて汚水に
関する問題は無し。

十四 飲食施設に対する処置

ノン法定供託金以外の賃貸設立金の方法、および出資者当りの積立金

法定供託金は勿論、法規機器等の積立金には遺憾のない程、積立を実施する
石炭採掘による飲食被害現象は起らぬないと判断されるので飲食施設の販は無
し、当該が田舎区規定の折には、本層群全層「上部炭層（有煙）」、下部炭

層（無煙）」を設定している。従つて有煙採掘による原継者三井鉄山株式会
社に對し被災飲食復旧積立金を積立するとの契約を何時も締結している。
即ち組合第六一四番（有煙、無煙）、同第六八七番（上部炭層の杉谷上二尺
層のみ（有煙））の両組合区につては昭和四十一年一月所要金額の積立てを
完了してゐる（昭和四十二年三月末積立額二千八百万円）。

組合第七三四番の組合区につては、設定炭層は下部炭層（無煙）であるの
で、飲食の積立要約なし、又組合第七五五番の組合区「右側上部炭層（有煙）」
左側下部炭層（無煙）」につても昭和四十一年三月末積立てを完了し、現
在（昭和四十二年三月末）積立額は二千七三万円、合計四万一千円の積立
をしている。

十五 飲食施設の賃借方針

當申請增加区域の設定炭層は前述の如く無煙であるので、無煙採掘による
被害はないと判断している。従つて被害はない。既し乍ら前記の如く當該区
設定の折、有煙と同時設定であるので、参考の為その内容を記述すると、當
該区は住跡三井山野鉱業所において竹敷八尺本層及本層群中の上
部炭層である杉谷本層を無煙甚丁した地区である。その後、右記兩炭層の上
層深掘を目的として、組合施設を設定し、竹敷八尺上層は當地区附近は辻鉄業
の辻鉄飲、深部は出生鉄業出生鐵飲において採掘している現状である。

十六 飲食施設の賃借方針

當申請增加区域の設定炭層は前述の如く無煙であるので、無煙採掘による
被害はないと判断している。従つて被害はない。既し乍ら前記の如く當該区
設定の折、有煙と同時設定であるので、参考の為その内容を記述すると、當
該区は住跡三井山野鉱業所において竹敷八尺本層及本層群中の上
部炭層である杉谷本層を無煙甚丁した地区である。その後、右記兩炭層の上
層深掘を目的として、組合施設を設定し、竹敷八尺上層は當地区附近は辻鉄業
の辻鉄飲、深部は出生鉄業出生鐵飲において採掘している現状である。

か ょうに各社の採掘が統合している。従つて販賣については原物若である三井鉱山株式会社で統合、販賣後附し各社で易譲後座することとしている。従つてその復田の折衝及復田の一ヶ月を三井鉱山に代行を委託している。従つて前治の如く最終鉱害賠償後記金として積立てを実施している。

然し乍ら日常の復田は前述の復田会とは別途に三井鉱山の指示に従い、その括弧賠償を行なつてゐる。かような現況であるので当鉱業者の難儀及復田計画は無く、販賣窓口である三井鉱山山野事務所に一切を依存してゐる。

3. 地元との販賣關係に関する叙述
前述の如く、三井鉱山株式会社において販賣關係は總て代行するため地元との協定はない。

十四 諸振興区との販賣

諸振興区は南部に安藤産生炭（新潟田賀上）、東部に古河下山田炭、北部に第一油生炭（原産者）、西部に波辺産業炭がある。

十五 申請区域の販賣區關係は別紙圖面の通りである。

申請区域は右記の通りであるが、申請区域及波辺産業炭とは
諸振興区は右記の通りであるが、申請区域及波辺産業炭とは遠距離であり、
とは相当地離（約二〇〇米）があり、田安産生炭（原産者）とは近距離であり、
又安藤炭の深堀炭層は大體層序があるので問題は起らない。
尚、申請区域の原産金鉱は當日百炭鉱の合併申請区域であるので問題はない
が、深堀及左右部は原産者の第一油生炭であるので、深堀を當つて付地開
発の承認を得て実施することにしてある。

又租賃区周囲には五米の開拓界限を設けて問題の起らない様にする。
十六 そ の 様 な し

以上

地震物件一覧表

(単位 千円)

種別	数量	構造	合計		被災状況 総面積 子母屋敷有無	備考
			被災面積	未被災面積		
施 勝	山野 / 4649 民家 / 5227					
宅 地	山野 / 1件 民家 / 30件					
水 田	/ 746.57					
煙						
潮 池						
堰						
海水浴	1,540					
井 水						
高 地						
そ の 他	施設 / 60					
学 校						
役 場						
上記物件の敷地						
その他の施設						
河 川						
橋 架						
堤 防						
道 路	2,029					
铁 道						
水 運						
合 計						



昭和 2 年 7 月 29 日

山野軒株式会社
株式会社山野軒所
社長 大西重吉郎 殿

共同石炭事業株式会社
日吉軒所
所長(取締役) 吉川茂明

粗軒権設定および増加の完了報告

御社の特別の御厚意により、さきに御承認を得ました当社設置の福岡県粗軒権登録第 755 号粗軒区の深部区域の増加（土間八尺層、面石）および該区域の左部の新規粗軒権設定（杉谷層、有煙）の件につきましては、昭和 2 年 7 月 20 日付にて福岡通産業局にその申請をなし、別紙奉しの通り昭和 2 年 7 月 28 日付にて認可を受け、毎日付にて粗登録第 755 号の増加および粗登録第 775 号新規粗軒区設定の登録を完了致しました。

之も誠に御社の御厚情の事と深く感謝の意を表しますと共に
御報告致します。



設備設計書添附圖

第五葉の内 第一葉 杉谷二尺坑

蝙蝠層採掘計画圖

縮尺 三千分ノ一

第二葉 杉谷二尺坑
土間層採掘計画圖

縮尺 三千分ノ一

第三葉 坑外圖

縮尺 三千分ノ一

第四葉 炭層柱狀圖

縮尺 六十分ノ一

第五葉 杉谷二尺坑
坑道断面圖

縮尺 三千分ノ一



第五葉の内 第一葉

新谷又虎 挖掘計畫圖

縮又三千分之一

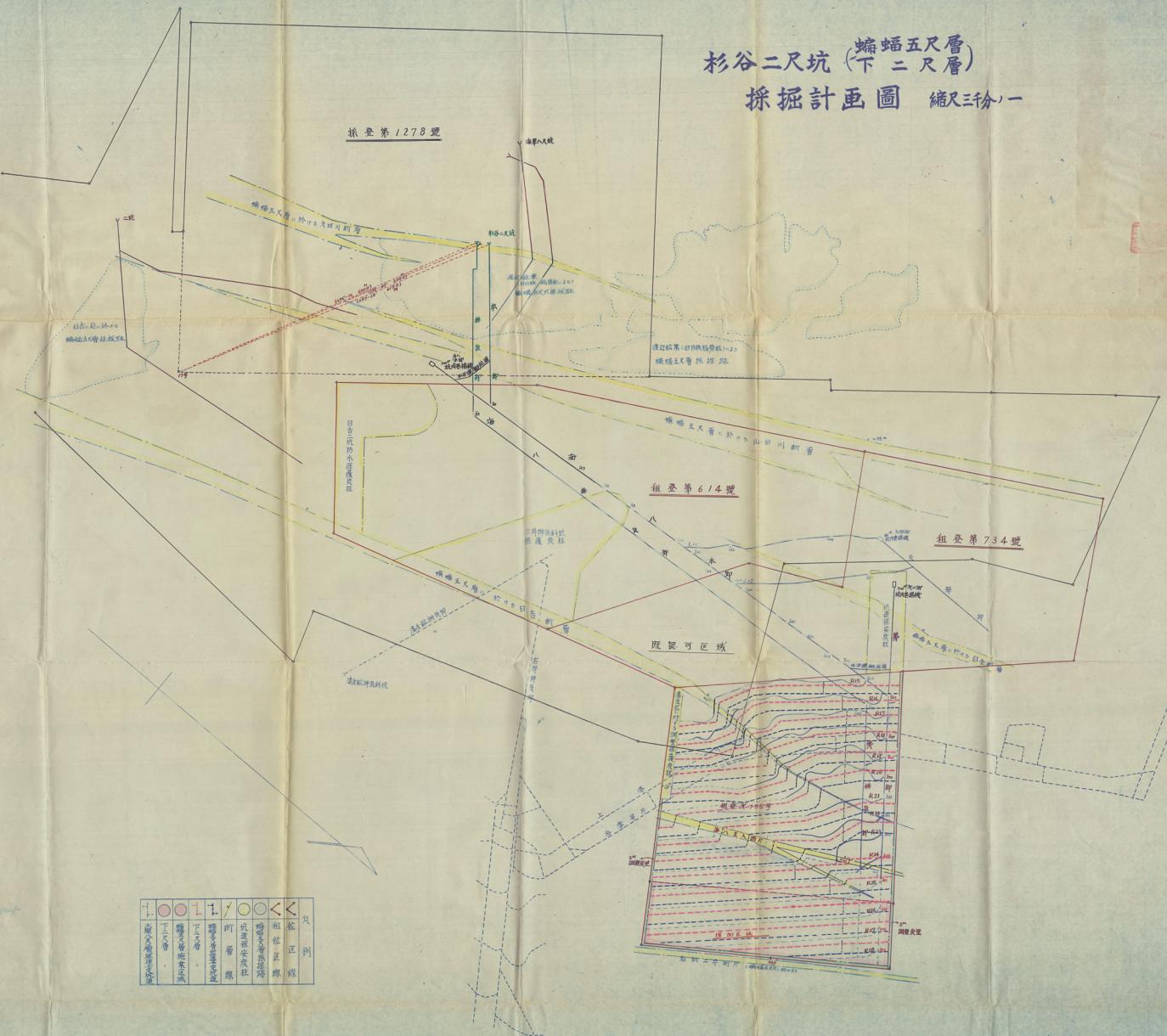
鉛筆權者
共用石炭株式會社
代販總經理 入文 太兵衛
總經理人 告川 茂明



A horizontal ruler scale is visible at the bottom of the image, showing measurements from 0 to 100 in centimeters.

杉谷二尺坑 (蝙蝠五尺層)
採掘計画圖 縮尺三千分之一

組登第1278號

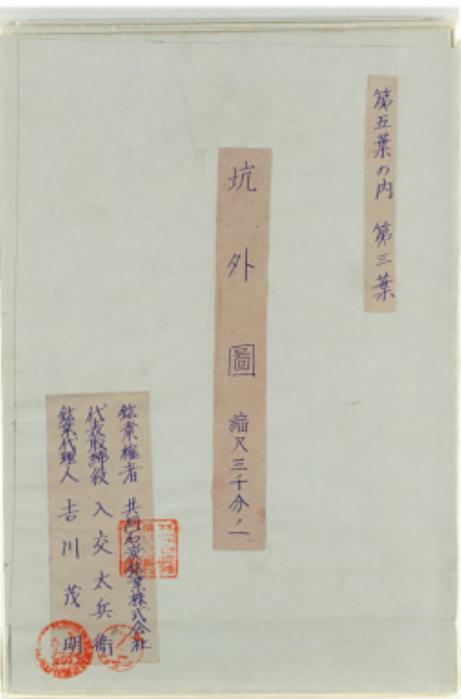


第五葉の内 第三葉

坑外圖

縮尺三千分之一

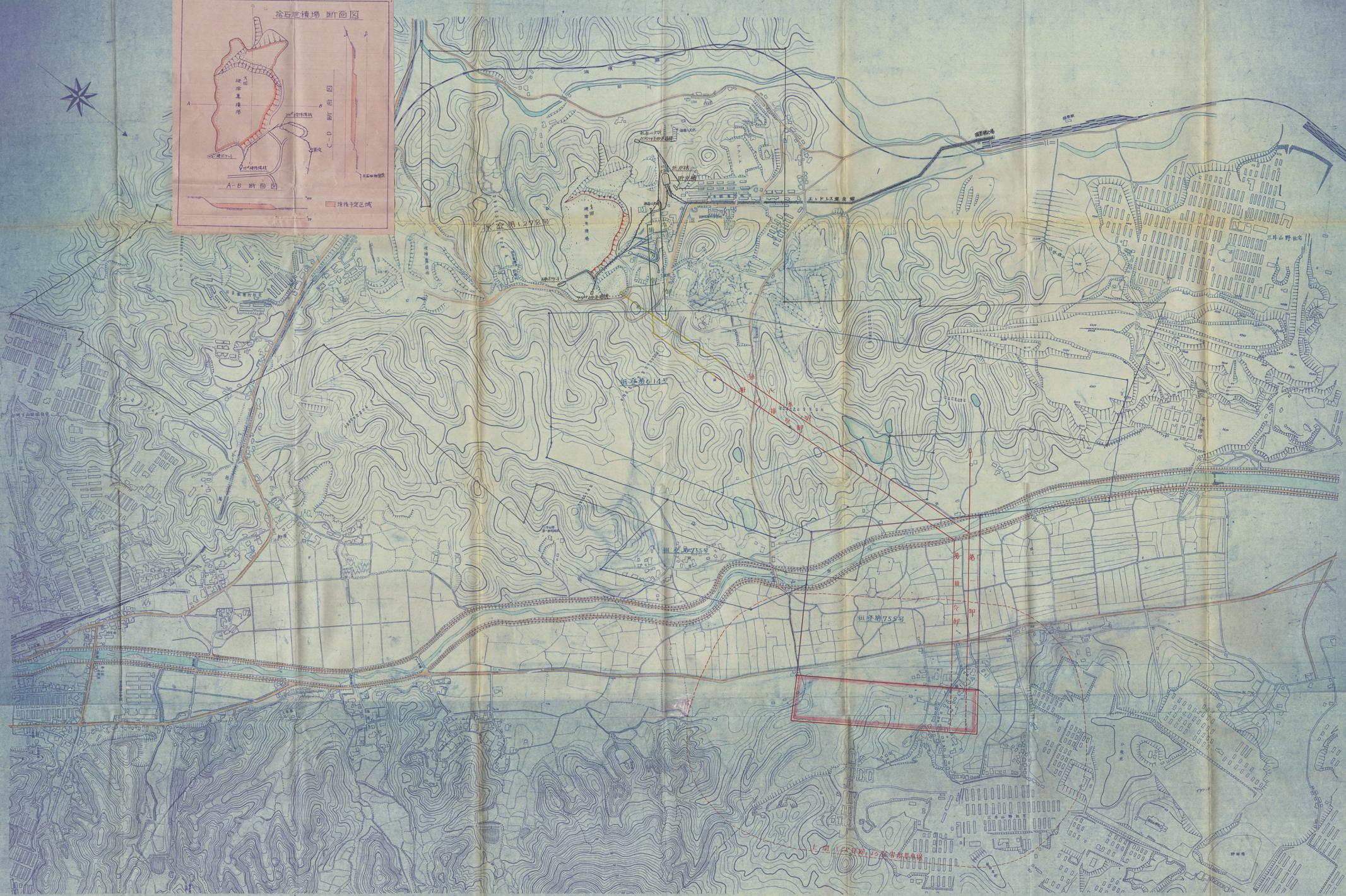
鉱業権者 共同株式会社
代表取締入交 太兵衛
建築代理人 吉川 茂



坑外圖

縮尺三千分之一

大字	里	町	段	地	河	湖	山	峰
聚落	道路	水路	鐵道	河川	水庫	池塘	山脈	山峰



坑外圖

縮尺三十分一

大字	字	號	地圖	河川及灌渠	道路	鐵道	溝渠	築堤	防護	支線	支道	支鐵	支溝	支築
----	---	---	----	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



第五葉 内
第四葉

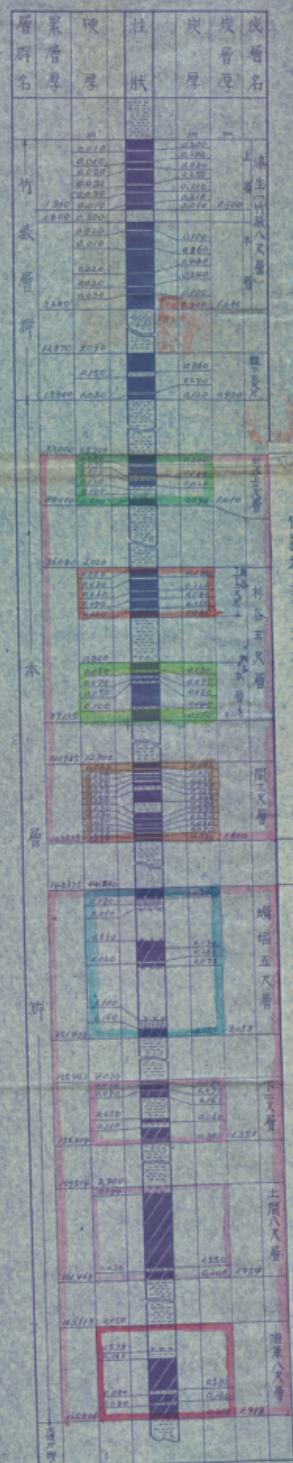
炭層柱狀圖

縮尺六十分之一

鉱業權者 共同
代表取締人 太兵衛
總代理人 吉川 茂明



炭層柱狀圖 編號 1



竹炭坑に於ける採掘目的炭層

杉谷二尺坑に於ける採掘目的炭層

範例

- 深青炭
- 埋石炭
- 灰質頭岩
- 灰成岩
- 火成岩
- 砂岩
- 黄岩

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

第五葉刀内
第五葉

松谷三尺坑
坑道断面圖
縮尺三十分之一

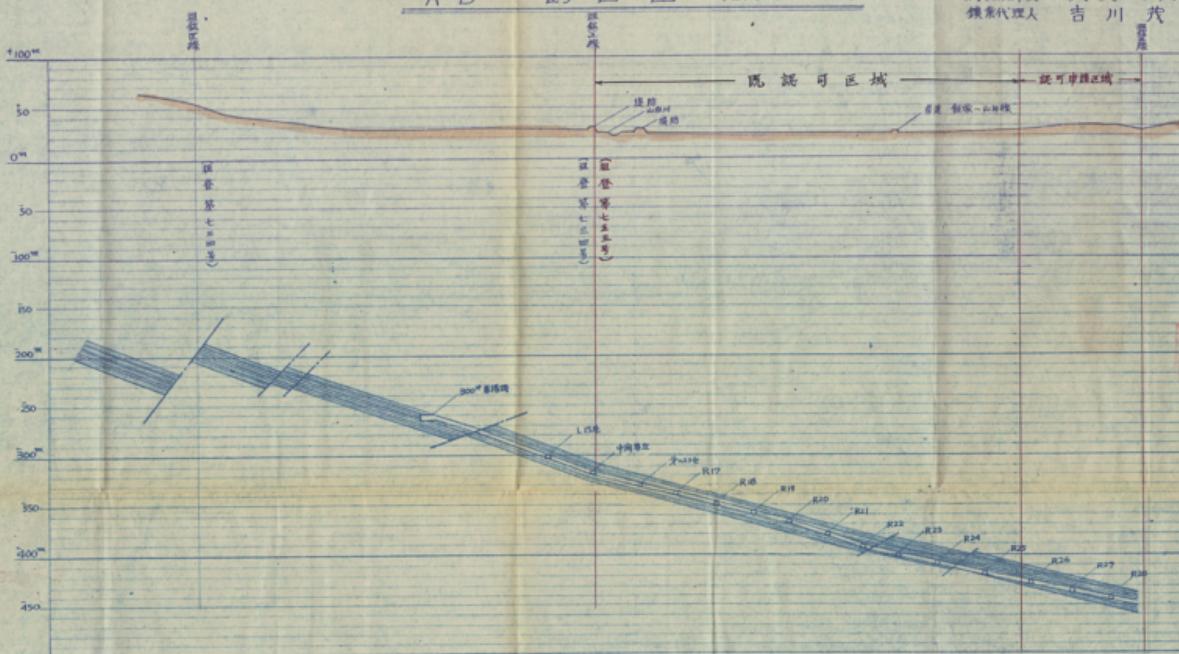
鉱業權者
共同石炭礦業株式會社
代製轉發
入交
太兵衛
營業代理人
吉川茂明



共同石灰礦株式會社
入交太兵衛
吉川茂明

地主權者
地主權者
代表取締役
地主代理人

A-B 斷面圖 比例 3000分の1



福岡県嘉穂郡稻築町大字才田本谷三二六ノ一

（稻築局区内）

共同石炭
鉱業株式会社 日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番



昭和年月日

福岡県嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稻築局区内)

共同石炭
鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話 稲築四三〇番
大限一一番